

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が下記のとおり決定されました（※茨城県内は均一の保険料率となります）。

均等割額	46,000円	据え置き	(参考) 令和2・3年度
所得割率	8.50%		均等割額 46,000円 所得割率 8.50%

個人ごとの保険料額の決めかた

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \text{※賦課限度額66万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \text{46,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(賦課のもととなる金額)} \\ \hline \text{×8.50\%} \\ \hline \end{array}$$

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額43万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

●賦課限度額の改正について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額が**64万円**から**66万円**（2万円増）に変更となりました。

令和4年度の保険料軽減措置について

1 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割	13,850円
② 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） +「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
③ 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） +「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

2 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

【問合せ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
○保険料の納付について 茨城県町保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

国民健康保険税の税率等が変わります

県が策定している「茨城県国民健康保険運営方針」において、県内市町村の国保税の算定方式を2方式（『所得割』と『均等割』で計算する方式）に統一するという方針が示されました。町は、これまで『所得割』『資産割』『均等割』『平等割』の4つで国保税を計算していましたが、県の方針に従い、令和4年度からは『所得割』『均等割』の2つで計算する方式に変更します。この変更に伴い、税率等を下表のとおり改定することになりました。国民健康保険制度を将来にわたり持続可能なものとし、皆様が安心して医療を受けることができるよう、県と連携して取り組んでいきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

項 目		改定前	改定後
医療分	所得割	6.8%	6.9%
	資産割	23%	廃止
	均等割	22,000円	32,000円
	平等割	18,000円	廃止
後期高齢者支援金分	所得割	2.3%	2.9%
	資産割	7%	廃止
	均等割	9,000円	14,000円
	平等割	10,000円	廃止
介護分 ※40歳～64歳の方のみ	所得割	1.9%	1.9%
	均等割	17,000円	17,000円

※令和4年度の課税額については、7月中旬発送予定の「国民健康保険税納税通知書」をご確認ください。

新しい負担軽減策について

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児（小学校入学前の子ども）の均等割の額を5割軽減する国の制度が令和4年度から始まります。また、町独自の制度として、小学生から高校生世代までの国保加入者が2人以上いる場合は、2人目以降の均等割の額を5割減免する制度を創設しました。

なお、国保加入者が多い世帯の国保税負担が急激に増加することを緩和するため、国保加入者が4人以上いる世帯については、4人目以降の均等割の額を3割減免する制度を令和4年度から令和6年度までの3年間に限り実施します。

軽減・減免のイメージ

1人目	2人目	3人目	4人目	5人目	6人目
					
世帯主の父	世帯主	配偶者	小学生	小学生	未就学
			3割減免	5割減免 + 減免後の 3割減免	5割軽減 + 軽減後の 3割減免

国保税の引き上げを抑えるため、医療費を節約しましょう

医療費は年々増加傾向にあります。医療費が増えると国保税の引き上げが必要となってしまいます。医療費の節約のため、次の3つの事項にご協力ください。

- ① 1年に1度は健康診断を受けましょう（疾病の早期発見・早期治療により、重症化が予防できます）
- ② ジェネリック医薬品を利用しましょう（ジェネリック医薬品は新薬と同等の効果で安価です）
- ③ 重複受診・頻回受診はやめましょう（同じ検査を繰り返すことになり、医療費の増加につながります）

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）